世田谷 区議会だより

No.17
11/1

発行　昭和43年11月1日
発行所　世田谷区世田谷４丁目21−27
世田谷区議会事務局（422）0111
郵便番号　154
発行人　事務局長　大場啓二

早く欲しい 下水道施設

「普及率ゼロ」、これが世田谷区の下水道の現状です。わずかに昨年、甲州街道ぞいの大原・松原のごく一部の地域に下水道が入りましたが、区全体からみるとまだまだゼロに等しいといえます。

世田谷区は戦後いちじるしく人口がふえ、住宅都市として発展してきましたが、まだ、道路・上下水道・公園といった都市施設、公共施設がこれに追いつきません。なかでも下水道の立ちおくれはその最たるものといえましょう。

下水道のないことによるへい害は数多くありますが、まず、何といってもし尿処理に行きづまりを生じていることがあげられます。汲み取り便所の不快さもさることながら、家庭汚水が地中へ吸い込まれている地域もあり、これが井戸水をよごす大きな原因ともなっています。これは保健衛生上大きな問題であるし、井戸水を使っている家庭も多い現在、水道・下水道ともに早急な整備がされなければなりません。

また、近ごろ浄化そうを設けて水洗式便所にする家庭がふえてきました。ところが、浄化そうの清掃が徹底していないこともあって、十分浄化されずにドブに流れ出る場合があり、このため、悪臭ばかりではなく、衛生的にみてはなはだ好ましくないと、さきの区議会本会議の一般質問でもこれがとり上げられました。浄化そう清掃の行政指導ももちろんのことですが、これも下水道が完備さえすれば一挙に解消する問題です。

下水道事業を担当する東京都の計画では、下流の大田区から順次工事を進めている関係上、上流の世田谷区は一番最後になり、その完成は昭和50年頃になるといわれています。ただ地勢が処理場から遠いということだけで、これから先、何年も待たされることは同じ都民としては割り切れません。

世田谷区の下水道は、北沢川・烏山川・蛇崩川・目黒川・呑川など、すでにある河川がそれぞれ下水幹線になりますが、これらは46年頃でないと工事の順番がまわってこないということです。なお、多摩川の浄化をかねて、多摩川汚水幹線工事が本年度より始められました。これは、大田区より上流二子玉川まで、本区内約四・二キロにわたり口径二、七〇〇ミリ管が布設されるものです。この工事が進み枝線工事が完了すれば、さしあたり等々力、中町、用賀、上野毛、野毛あたりが下水道利用可能地域となります。このほかの地域の住民のためにも、ただいたずらに下流からさかのぼってくるということだけではなく、世田谷の方からも工事を進め、完成の際は同時に利用できないかという願いがあります。

世田谷区議会では、区民の生活環境改善のために、上下水道促進特別委員会を昨年から設置して、関係方面へ要望書の提出や、独自の調査活動をしています。また、区としても幹線ができたあかつき、私道に下水道を引き入れる際に助成金を出して、関係住民がすみやかにこの恩恵に浴せるよう、助成条例も設けました。今後とも区長側とも一体となって、隣接城南各区とともに強力な働きかけをしていく必要があります。

⇧区内でやっと手がつけられ始めた下水道工事。最新のシールド工法で一日の進み方は、調子のいい時で七〜八メートルという。その気になれば、昭和50年といわずもっと早く区内にはりめぐらされるのだが。
写真は区内玉川上野毛町の多摩川幹線26工事現場で。

第3回臨時会 7/18⇩25

第二次補正予算、校舎増改築三校、体育館新築三校など一〇議案可決

第三回臨時会は7月18日から八日間の会期で開かれ、補正予算（第二次）区立小学校校舎増改築、屋内運動場新築工事等の請負契約など合計九議案が区長から提案され、いずれも原案どおり可決し、また、農業委員会委員一名の推せんを決定しました。

●一般会計補正予算第三次（賛成 自・社・公・民・無 反対 共）

●国保事業会計補正予算第二次（賛成 自・社・公・民・無 反対 共）

―関係記事五ページ―

●小学校校舎増改築工事請負契約三件（賛成全員）

老朽木造校舎を鉄筋に改築するもの

弦巻小学校

契約金額三、一八〇万円。契約の相手協栄組。工期昭和44年3月20日。

三軒茶屋小学校

契約金額三、九二三万円。契約の相手門脇建設。工期昭和44年3月25日。

砧小学校

契約金額四、八八三万円。契約の相手太平建設。工期昭和44年3月25日。

●教室併設屋内運動場新築工事請負契約三件（賛成全員）

京西小学校

契約金額四、三二〇万円。契約の相手林工業。工期昭和44年3月15日。建物面積一、五四九・〇三平方米。

八幡小学校

契約金額三、〇三〇万円。契約の相手門脇建設。工期昭和44年3月10日。建物面積一、二二三・三八平方米。

東深沢小学校

契約金額三、一九六万円。契約の相手太平建設。工期昭和44年3月10日。建物面積一、三六六・二〇平方米。

●私道整備および私道排水設備助成条例（賛成 自・社・公・民・無 反対 共）

従来の私道整備の助成に加え、私道に下水道を設置したとき、その工事費の一部を助成するもの。

助成率は都が五〇パーセント、区が三〇パーセント、合計八〇パーセント。

適用は本年4月1日。

●農業委員会選任委員の推せん（賛成全員）

相沢要委員の辞職に伴い、志茂京子議員（社）を推せんした。

第3回定例会 9/19→10/1

区長、議員等の給料・報酬改正

老人休養ホーム新築契約など三五件可決

第三回定例会は9月19日から会期一二日間で開かれましたが、審議の都合により会期を一日延長し、10月1日に閉会しました。

初日は、各党の代表質問と老人休養ホーム新築工事請負契約など一六議案の委員会付託と、住居表示の実施による出張所および福祉地区の所管区域の町名変更議案二件が可決されました。

第二日目は、一般質問と請願陳情一九件の委員会付託。さらに25日の本会議において、区長等ならびに議員その他各行政委員等の報酬関係議案一四件が提案され、これを総務財政委員会へ付託。これに関しては9月27日聴聞会が開かれました。30日は区長等の退職手当に関する議案が区長より撤回の申し出があってこれを承認し、10月1日、さきに付託した二九議案をいずれも区長提案どおり可決しました。なお、このほか区の自治権拡充・新玉川線促進など四件の意見書が議員から提出され、それぞれ原案どおり可決しました。

●区長等の給料額改正（賛成 自・社・公・民・清・無 反対 共）

●議員の報酬額等改正（賛成 自・清・無 反対 社・公・共・民）

―関係記事三ページ―

●教育長および教育委員・監査委員・選挙管理委員・農業委員等の給与・報酬改正五件（賛成 自・社・公・民・清・無 反対 共）

―以上の引上額等別掲―

●附属機関の構成員・非常勤職員の報酬改正二件（賛成 自・社・公・民・清・無 反対 共）

四〇パーセントの引上率により、日額四、二〇〇円、四、四八〇円とする。

●議会・選管・監査・農業委員会等の求めにより出頭した者の費用弁償額改正四件（賛成 自・社・公・民・清・無 反対 共）

四〇パーセントの引上率により、その日当を一、四〇〇円とする。

●老人休養ホーム新築請負契約（賛成全員）

建設地上用賀六丁目二番。契約の相手東急建設。契約金一億六、四五〇万円。鉄筋コンクリート造地下一階、地上三階。延三、一五一・四六八平方米。工期昭和44年9月30日。

おもな設備内容。大浴場、浴場ホール、客室、休憩室、健康相談室、集会室、食堂、児童遊戯室、温室、ロビー。

●町区域の新設、一部変更三件（賛成 自・社・公・民・清 反対 共・無）

○現在の玉川上野毛町、玉川野毛町、玉川中町一、二丁目、玉川瀬田町、玉川等々力町一丁目の各一部および玉川町の全部をもって、新しく上野毛一〜四丁目、野毛一〜三丁目とする。

○現在の玉川野毛町、玉川中町一、二丁目、玉川等々力町二丁目、玉川上野毛町の各一部をもって、新しく中町一〜五丁目とする。

○現在の経堂町、世田谷五丁目、船橋町、廻沢町、八幡山町、粕谷町の各一部をもって、新しく船橋一〜七丁目、八幡山一、二丁目とする。

実施はいずれも昭和44年2月1日の予定。

なお、新しく上野毛四丁目となる部分につき、編入反対を理由とする変更請求が提出され、9月26日公聴会が開かれましたが、審議の結果、区の案どおり決まりました。

●上野毛児童遊園の廃止（賛成全員）

敷地を無償で借りていたが、所有者側の都合により返還することとなったため廃止するもの。

●損害賠償請求事件の和解（賛成全員）

交通事故被害者からの賠償請求事件につき、和解するもの。

●住居表示実施による条例改正二件（賛成全員）

次の施設の所管区域の町名表示変更。

砧第五出張所、砧福祉地区。

●人権擁護委員候補者の推せんを決定（賛成 自・社・公・民・清・無 反対 共）

島津　久子（70歳）若林三―一五―二

関口　六郎（82歳）松原五―五六―一〇

武田　治恵（52歳）宮坂三―一―二

島田　昌勢（74歳）成城町四〇三

山口進太郎（61歳）太子堂三―五―四

赤坂　正男（53歳）喜多見町二、一二四

（いずれも再せん）

●新たに認定した区道（賛成全員）

所在地	延長（m）
松原5丁目768〜769	53.30
赤堤2丁目712〜980 〃 3丁目267〜268	398.50
経堂4丁目593〜600	235.40
桜丘5丁目3146	56.00
駒沢3丁目45	103.30
深沢7丁目27〜1724	134.00
祖師谷2丁目1129	61.20
成城町1061	68.40
烏山町2308	202.55
合計	1,312.65

●区の自治権拡充に関する意見書（賛成全員）

●新玉川線に関連する意見書三件（賛成 自・社・公・民・清・無 反対 共）

●報酬・給料月額の新旧対照表

区分	現行額	改定額	引上率
区議会			
議長	150,000円	210,000円	40 %
副議長	125,000	175,000	40
委員長	110,000	155,000	40.91
副委員長	105,000	150,000	42.86
議員	100,000	145,000	45
三役			
区長	200,000	280,000〜290,000	40〜45
助役	140,000〜150,000	210,000〜217,500	45〜50
収入役	120,000〜125,000	175,000〜181,250	45〜45.83
教育委員会			
教育長	110,000〜115,000	175,000〜181,250	57.61〜59.09
委員長	55,000	77,000	40
委員	40,000	56,000	40
監査委員			
代表	55,000	77,000	40
知識経験委員	50,000	70,000	40
議員選任委員	20,000	30,000	50
選挙管理委員会			
委員長	55,000	77,000	40
委員	40,000	56,000	40
農業委員会			
会長	8,000	11,200	40
委員	4,000	5,600	40

―他は省略―

報酬等引上げをめぐって

区長など特別職の給料と、区議会議員、教育・監査・選管などの行政委員の報酬の引上げが10月1日の本会議で決まりました。

改正額は二ページの表のとおりですが、改正の経過は、8月20日区長から「特別職報酬等審議会」に諮問、9月16日答申、9月25日区議会に改正案提案、9月27日聴聞会開催、10月1日議決という過程をふみました。

ここで、審議会答申の理由、聴聞会で述べられた意見、区議会各会派の意見を要約してお知らせします。なお、二ページでお伝えしたように、特別職の退職手当引上案は9月30日撤回されましたが、聴聞会ではこれにも意見が出されております。

報酬審議会の答申

答申にあたっては、諸物価高騰の重圧下にある庶民のこれらの引上げに対する反発感情を正視して、一般区民が十分納得できる根拠に基づき結論を見出すこと、二三区間の申合わせにはとらわれないことを基本方針とした。

区長など特別職の給料は、昭和39年以降四年間据えおかれたままだが、一般職員の給与水準が39年9月比六〇パーセント以上上昇し、このままでは職制上つり合いがとれないこと、事務量の増大、財政規模の拡大により区長など特別職の職責が年々重くなっていることなどから考え、引き上げるべきだ。引上率は五五パーセントでも不当ではないが、市民感情を汲み入れ、四五パーセント前後とした。

区議会議員の報酬も、昭和39年来の物価上昇や、勤務実態が常勤に近い点から考えて、特別職に準じた措置をとることが適当と思う。

なお、諮問外のことであるが、議員と似かよった性格の各種行政委員会委員の報酬についても同様の措置をとることが望ましい。また、審議の過程で、特別職の給料引上げと議員の報酬引上げを同時にする必要はない、区民の声がよりよく反映するよう審議会のあり方を考えるべきだという意見や要望があった。

聴聞会の意見

反対——三田忠英氏

地方自治体の特別職・議員の給料・報酬は、その地域住民の生活実態に即すべきと思うが、現行額は区民の収入に比べて決して低くはない。物価高、生活環境悪化に悩む区民のために解決すべき問題が山積している中で、今回の一連の値上げは大きな誤りだ。値上げ分の財源は、身障児・福祉・青少年・老人対策に転用すべきだ。とくに特別職退職金の大幅引上げは、「毒喰わば皿まで」の暴挙というほかない。これらに対する住民の非難をおして値上げを強行すれば、住民の不信を逆用して区の自治権を奪おうとする政府のたくらみに、まんまと乗ることになる。

賛成——熱田春雄氏

特別職の給料は、その自治体の住民数と財政状態に応じて決めるべきと思うが、全国有数の人口規模を持つ世田谷区が、この程度引き上げることには賛成だ。議員についても、その職務が専門化、多忙化していること、39年以降の物価上昇が、議員の日常活動経費の主要部分を占める交通費、食料費においてとくにそれが著しいことから引上げは当然。国会議員の歳費は、一般職の最高を下回らないという定めがあるが、区議会議員もこれと同じに考えてよい。特別職の退職金引上げには賛成だが、特別功労加算は例外が原則化しないよう慎重を期すべきだ。

反対——福田哲三氏

審議会の顔振れから見て、この答申に中小企業主や一般サラリーマンの意見が反映されているかどうかは疑問で、したがって一連の給料、報酬引上げは「お手盛り」の感が拭えない。また、事実上専門職化しているとはいうものの、元来議員は名誉職的なものである。だから、物価の高騰にあえぐ区民をさておいてみずからの安閑たる境遇を築くことはせずに、住民の福祉向上に献身すべきだ。さらに、任期を四年つとめただけで一、〇〇〇万円を越えるという区長などの退職手当増額案は、新聞に痛烈に批判されるまでもなく良識が疑われる。

賛成——菱山辰一氏

審議会の答申は、経済技術的な観点から見て間違いはない。区の執行機関も区議会も、少数精鋭主義で都市問題の解決に努力しているが、それに対しては住民の側から報いるのは筋道だ。また、これからの区の事務事業はますます重要となってくるから、優秀な人材を区政に確保するために、それ相当な物質的裏付けが必要とされる。しかし、区長などの退職金引上げについては、新聞が非難するのは理由があるし、審議会にもかけないこのような便乗的な措置はやめるべきである。

（掲載は発言順）

区議会各会派の意見

自由民主党

昭和40年の事務事業移管以来、特別職、議員の職責はますます重くなっている。しかし、これらの給料、報酬が39年9月以来四年間据えおかれたままでは、一般職との職制上の均衡が失われる。われわれは議員定数を抑制し、少数精鋭主義で努力してきた。今後も審議会答申を謙虚に受けとめ、住民の期待にこたえるべく努力する。なお、議員報酬の引上げに反対であるなら、言動を一致させることが議員の倫理ではないか。賛成。

社会党

区長など特別職の給料、行政委員の報酬引上げには賛成だが、特別職の特別調整手当は是正すべきだ。議員報酬引上げについては、議員が専門職として住民の要望にこたえていくには一定の報酬と必要な生活費・活動費が保証される必要がある。しかし、諸物価の値上がりに苦しむ住民の立場に立つと、四万五、〇〇〇円アップ案は高過ぎる。一般職の給与水準の動きから見て、二万五、〇〇〇円アップが妥当だ。反対。

共産党

区長・議員の給料・報酬が物価高にあえぐ区民の血税でまかなわれ、しかも区民の所得の実態が、課税標準額一〇万～七〇万の層が全体の六割以上を占めていることを認識すべきだ。増額分の財源は、日ごろ予算のないことを口実に陽のあたっていない事業にふり向けるべきだ。住民の批判に背を向けて一連の値上げを強行しても、いずれ住民からこれらの条例撤回の運動が起こるであろうが、われわれはこの運動を成功させる決意である。反対。

公明党

特別職の給料、行政委員の報酬などの引上げには賛成。議員報酬については、公共料金の値上げなどで住民生活が困窮している中で、引き上げることはできない。反対。

民社党

地方議員の報酬は、その職務が専門化しつつある現状に立って、議会の権能、予算規模を加味しながらすみやかに一定の基準を定めるべきにもかかわらず、現在その性格があきらかでない。一億余万円にものぼる増額分経費は、物価、公共料金上昇に悩む住民感情を考慮しなければならない金額だ。以上二つの理由で反対するが、この態度は区議報酬の性格があきらかになるか、あるいは次の改選時まで持ち続ける決意だ。他の給料、報酬引上げには賛成。

無所属

一般行政の水準向上と、議員報酬の値上げは別問題。今日、議員の職務は専門化し、活動範囲も広い。とくに世田谷区は一〇〇万都市としての総合開発という課題をかかえ大きな努力が必要だ。こういう時点で今回の引上げにためらう必要はない。問題が起こるのは地方議員の身分がはっきりしないからで、今後、国会議員同様、地方公務員とスライドさせる方法を考えるべきだ。区長など特別職についても議員と同じことが云えるが、引上げにはもっと自信をもって対処すべきだ。賛成。

代表質問

事務近代化の具体策は

—自由民主党—

❖ 事務近代化委員会が、区の行政機構改革に取り組んでいるが、具体案の発表時期はいつか。区民へのPR対策、窓口の一本化、定年制施行、サービス事務を民間に委託させるなどを望む。

—現在、意見を作成中。広報活動を充実させ、場合によっては住民の意見も聞きたい。

❖ 社会福祉協議会を通じて無認可保育所の助成をしたが、問題がある。

—無認可保育所を助長させるわけでなく、暫定的措置だ。

❖ 老人休養ホーム内に心身障害者施設を併設する案が変更になったが、理由と代替案は。

—敷地に無理があったためで、付近の土地を買収する。

❖ 総合計画の中で、長期的計画と組織を確立して区民の健康増進に力を入れよ。

—総合計画審議会で検討する。

ほしい総合的な中小企業対策

—社会党—

❖ ドル危機など資本主義経済体制のゆがみが、区内に数多くの倒産者を見るなど中小企業に打撃を与えている。金づまりと人手不足が原因だ。区の指導対策については、とくに中小企業対策委員会の活動、近代化資金六、〇〇〇万円の運営状況、スーパーストアの進出に対する見通しは。進んで区内中小企業の近代化、共同化への指導、労動力確保のための福祉施設の建設指導、従業員などの奨学資金の助成などに取り組むべきだ。

烏山小跡地に総合商店街をつくるが、入居の取り扱いは。

—近代的企業に脱皮しなければ生き残れないので、そういう方向づけをしたい。スーパー進出には、地元商店街の利益となる対応措置を検討中。跡地の利用計画は、地元と折衝中。

ズサンな河川管理

—公明党—

❖ 丸子川の護岸計画、余水はけの築造などの土木設計に一貫性を。丸子川の川底改修が多摩川の水質悪化を招かないように。区内水路敷の管理が野放しだ。

—一級河川の管理責任は都のため、区としては局部的措置しかとれない。

❖ 道路の下に排水管を埋設しているが、側溝などとの排水系統ができているのか。また下水道建設との関係は。

—これは改良下水道ができるまでの暫定的施策にすぎない。

❖ 交通災害共済制度の加入促進を積極的にあたれ。共済見舞い金の再検討、事故発生後保険給付金が出るまでのつなぎ資金の貸付制度、交通事故相談所を設けよ。

—10月1日から実施するので約一カ月は様子を見る。相談は職員増とのかね合いで検討する。

報酬アップは住民と離反

—共産党—

❖ 特別職の給与、区議の報酬引上げについて、区は区議会・住民にはかることなく秘密に進めた。区民は生活安定のための施策を切実に望んでいるのに、引上げによる年間四、〇〇〇万円もの予算増ということでは、誰のための区政か。お手盛りの批判にどう答えるか、公聴会の開催は。

—四年もたつと物価上昇のおりから引上げが必要。審議会は客観的であるために設けたもので御用機関ではない。公聴会は必要とあれば開く。

❖ 区内中小企業は、あいつぐスーパーストアの進出などで経営が圧迫されている。近代化資金の貸付は適切な指導監督を金融機関に対し行なうべき。設備資金の融資と貸付額の引き上げを。

—中小企業対策委員会の答申をまって改革に着手したい。

木造教室解消にもっと意欲を

—民社党—

❖ 昭和24年以前の木造校舎が二五〇教室も残り、年七〇教室の改築ペースでも今後四年かかる。都に追随するだけでなく、区費を投入して早く推進されたい。

—自主財源を投入できないが、都と交渉して早めたい。

❖ 近代化資金の融資は、同じ金融機関を通すにもかかわらず、金利が目黒区より高いのはおかしい。歩積みは禁止しているが、実際に預金を強制されるなど指導が不徹底。

—金利は限度内の二銭四厘。歩積み防止は諮問機関の答申を待って措置する。

❖ 不慮の事故など緊急に子供を預ける場合の保育園の入園措置を。

—入園基準の改正は二三区足並みを揃える必要があり、部内で検討する。

一般質問

❖ 玉川瀬田町・上野毛町の住居表示事業は、瀬田町に残留したいとの住民の意思を無視している。区は、冷却期間をおき住民との話し合いを徹底すべきだ。今後、窓口の常設、有能な職員の配置など住民対策に熱意を示せ。

—住居表示事業には困難が伴うが、できるだけの努力を払う。大きな道路で区切ると区の案になる。冷却期間は置かない。

❖ 生業資金は第一回の貸し出しが七五〇万円に達し、残り資金が足らない。早急に補正予算を組み、資金と貸付回数を増やせ。

—好評なので資金増加を措置する。貸出回数については、職員の体制を整えなければならない。

❖ 世田谷福祉事務所は、第二庁舎の完成に伴い新庁舎に移転する。その跡の利用は、三軒茶屋地区に区民の集会の場がないことから、区民集会場としてほしい。

—福祉会館として使えるので高度利用をはかる。

❖ 上馬保育園をモデルとして零歳児保育が始まるが、入園児の健康管理、保母の増員、身分保障などの受け入れ体制を整えよ。入園者の取り扱いは、切実に必要とする住民本位であたれ。

—同園をテストケースとして慎重に行なう。区が無過失責任を負うかどうかは検討中。

❖ 青年の家などの社会教育施設の利用は、学生が多く勤労青少年は低調。区内商工業に働く若者のために、職業学校を設置するなど社会教育の改革をのぞむ。

—商店会などに呼びかけて利用を高める。職業学校は慎重に検討したい。

❖ 家庭に入ると婦人は社会への適応性がにぶくなる。婦人会館を設立し、講座を作るなど啓蒙策を講じ、婦人運動に対する助成を。

—婦人の再教育には賛成だ。実際問題の処理は検討する。

❖ 区民のためのプール、体育館など運動施設が不足。武蔵野市のように学校関係の施設を一般に開放しては。

—一般開放の要望に沿いたいが、学校管理の点から問題が残る。

❖ 夜間中学校は廃止の傾向にあると聞く。区内では新星中学校が向学心に燃える人々の希望の星となっている。施設の充実、長欠者対策などに熱意をもて。

—廃止は考えていない。他区の人にも門戸を開放するなど努力している。

❖ 新玉川線建設は、現玉川線を廃止し、現玉川線の地下路線にするとの合意に達した。区も推進協議会を作り運動を進めてきた。区長が撤去を議会に諮らなかったこと、同協議会を解散したことは区民に対し無責任ではないか。代替輸送機関、工事公害などの点で住民本位の対策を。

—路面電車と地下鉄とを両方運行させるのは、実際にみて無理だ。推進協議会は目的を達したので解散した。工事公害の対策は当然必要だ。

❖ 中小河川がゴミ捨て場と化しており、区の管理対策を考え直されたい。浄化そうは、取り締まり元が区・保健所・清掃局と錯綜している。管理の一元化をはかり、悪臭都市を一掃されたい。

—公徳心の欠如が最大の原因。川底をコンクリート張りする。浄化そうは年一回の掃除を義務づけている。

❖ 東京百年の発展の陰に埋もれている功労者がいる。この人々の法要とか、遺家族に報いる制度を考えよ。

—物故者の取り扱いを検討する。

❖ 政治の配慮を必要とする身障者は実際には投票所に行くこともできず、棄権している。選挙管理委員会が出張して投票を受け付けることはできないか。できなければ法改正を働きかけよ。

—身障者施設で受け付けているが、自宅療養者は現状では投票できない。関係機関に働きかける。

第二次補正予算の審議から

7月18日から開かれた臨時区議会で、約六億二千余万円の第二次補正予算が議決されました。

この予算は、都区財政調整が決定したことにより、区の税収額などが確定したので、これを追加財源として事業を行なうため補正をしたものです。

区議会では、これに伴い、三〇名の委員をもって予算特別委員会を設け、二日間にわたる審議の結果、賛成多数で原案どおり承認しました。

予算の概要、論議されたおもなもの、意見などは次のとおりです。

予算のあらまし

今回の予算のおもなものとしては、保育園用地買収二カ所、児童遊園用地買収一カ所、福祉会館建設一館、学校校舎増築九教室など、公共施設充実のための、いわゆる投資的経費が三億五千余万円で総額の約五七パーセントを占め、さらに、井戸の水質検査、私立保育園保護委託費、交通災害共済事業、東京百年祭記念事業など一般行政費約一億三千余万円、約二一パーセント、それと東京都への財政調整納付金約一億三千余万円、同じく二一パーセントとなっています。

これで現在の予算総額は一般会計・特別会計あわせて約一四〇億一千余万円、これに債務負担など約六億五千余万円を加えると一四六億六、八九三万円となります。

水質検査は井戸使用の全戸に

今回の予算審議において、とくに論議を呼んだのは、区民の生活に直接影響の大きい水質検査の問題、保育所の問題、東京百年祭記念事業の問題などがあげられます。

まず、水道が行きわたらない現状から、区内にはかなりの井戸水利用世帯があり、また、その水質の汚染が健康をそこなうとして問題となっています。

そこで区では水質検査をすることとなったが、対象数一万九、〇〇〇余件のうち、今年度六、〇〇〇件しか検査しないのはなぜか。簡易検査でも早急に全部に実施すべきである。また、その検査も六、〇〇〇件が能力の限界とするならば、これをもっと増大するよう努力するべきであり、残された一万三、〇〇〇件については来年度必ず実施するよう強く望まれました。さらに、この検査も夏の汚れのひどい時に実施するなど時宜に適して行なうべきだ等の指摘があり、また、これの根本的な解決には水道の普及しかないので、これを促進すべきことが強く打ち出されました。

次に、保育所の問題について懸案の零歳児保育が私立の二カ所、公立一カ所（上馬・来年度新設）でとりあえず実施することは、区民の要望に沿うものと一応の歓迎と、さらにこの問題に対する積極的な姿勢を望む意見があり、また、保育行政の重要性から、今後十分な検討を加えて執行に万全を期すよう要望されました。なお、これに関連して保母の確保のため、採用年令の範囲拡大（四〇歳ぐらいまで）や、労働条件、待遇問題（初任給が低い）などが衝かれました。

東京百年記念事業については、今次予算でもいくつかの行事費が計上されたが、そのうちの記念植樹については、特定の公園などに高価な木を一本あて植えるのではなく、安いものをもっと大量に、しかも区民のための施設にも広く植樹すべきだとの意見も出ました。

このほか、児童遊園の積極的な増設、10月1日から実施される交通災害共済制度の区民への十分なるP・R、児童生徒の体位向上に伴う机・椅子の整備、河川防災対策の促進などについても、それぞれ強い要望が出されました。

歳出内訳

（一般会計）

款別	第二次補正予算額	補正前との合計額
議会費	0	1億4,941万9千円
総務費	4,170万4千円	21億5,087万7千円
民生費	1億7,796万4千円	27億4,970万9千円
産業経済費	73万7千円	2億0,967万2千円
土木費	1億0,086万8千円	28億0,189万7千円
教育費	1億6,071万6千円	36億4,380万5千円
公債費	1,106万円	2,502万2千円
諸支出金	0	1,671万6千円
予備費	0	4,000万円
特別区納付金	1億3,472万6千円	1億3,472万6千円
合計	6億2,777万5千円	119億2,184万3千円

（特別会計）

事業名	第二次補正予算額	補正前との合計額
国民健康保険事業	107万5千円	20億9,240万8千円

新玉川線の地下化決まる

新玉川線の地下鉄化促進については、さる1月5日、建設計画が発表されてから住民や区議会で精力的に運動してきました。日を重ねる中に、東名道の完成まじかを控え、連絡道路としての高速三号線の完成がこれ以上一日も延ばせない情勢から、8月15日関係者間（建設省、首都高速道路公団、東京都、運輸省、東急電鉄）で一応の話がまとまりました。

賛否の声のさまざまな中で、高速道路三号線を45年秋に完成させることを前提に進められ、決定のおもな内容は、(1)従来の蛇崩コースに変えて現在の玉電路線を地下にもぐらせる。(2)玉川電車（渋谷、二子玉川間、砧本村、二子玉川間）を撤去する。(3)代替輸送機関として東急はバス運行を大幅に新設、増便するというものです。

これで、区民の足としての地下鉄の建設にようやく明るいきざしが見えてきたというものの、手放しで喜ぶわけにはいきません。というのは、新玉川線は渋谷から日本橋まで行く地下鉄11号線の部分区間なので、渋谷から都心への部分がまだ具体化してない現在、新玉川線の完成にまだ不確定な要素が残っており心配されます。

また、すでに新町、谷沢川間で高速三号線の工事が始まっていますが、二つの大工事が区民の生活に及ぼす影響は、直接に間接に大きなものです。道路の半分を工事に占用することから交通事情の悪化、溢れ出た自動車が中小道路に侵入するという面、また工事による騒音、震動、大型車の出入りなど工事公害の面があります。

区議会としても悪化する都市交通の事実を前に、区民生活の安全、通勤通学者の足の確保を最大の課題として取り組む必要から、早速10月1日に意見書、要望書を出しました。工事の開始と共に具体的な区民生活への影響が出てくることでしょうが、そのつど区民本位の立場で、区・区議会が働いていく体制を整えるよう準備しています。

戦後区議会史余話 その②

リハーサル

運動会や芝居にはリハーサルがつきものだが、本会議にもリハーサルをした時代があった。

昭和22年に登場した議員の活発な言行は前号で紹介したが、熱気のこもった発言が続く中で、議長は議事の整理に大分神経を使ったようだ。うっかり間違って決めたりしたら大変だというわけで、本会議前にかならずといっていいほど全議員を集め、本会議に出される案件を議題に自由に討議させた。これが「全員協議会」という名のリハーサル。この会議でほぼ議論がしつくされたところで本会議開会という段どり。これで本会議が大した波乱もなく進んだかと思うとそうでもなく、また違った議論で議場がふっとうすることもしばしば。おまけに会期を一日しかとらないことが多かったから、そうとう無理して議事を進めていたようだ。

それほど無理しなくとも、会期をある程度とって、委員会審議を活用すればよかりそうなものだが、どうもこれは戦前の区会の審議形式から脱けきれないところに原因があったらしい。戦前の区会は権限をあまり持っていなかったから決めるべき議案が少なく、会期も一日でことたりた。また委員会制度がないため、全議員が審議に参加していたのである。

しかし昭和24年ごろになると、議事運営がだんだん洗練され、委員会審議も活用されて、全員協議会が本会議のリハーサルの場になることはほとんどなくなった。

請願陳情

9月30日の第三回定例会で、各委員会の審査の終わった請願・陳情一九件が、次のとおり議決されました。このほか審査の終わってないもの、あらたに付託したものあわせて四三件は、議会閉会中に委員会で審議されます。

総務財政委員会

◇事務補助員の夏季見舞金に関する請願ー意見付採択ー
（意見）都自体の単独措置で行うべきものであるが、措置については二三区の均衡を勘案して願意にそうよう努力されたい。

区民委員会

◇下高井戸西友ストア進出反対に関する請願ー取下承認ー
◇福祉会館設置（玉川第二出張所管内）に関する請願ー採択ー

厚生委員会

◇母子相談員常勤化促進に関する陳情ー採択ー
◇母子・婦人相談員処遇に関する陳情ー採択ー
◇世田谷区内保育園の保育内容の改善に関する請願ー意見付採択ー
（意見）願意にそうよう努力されたい。
◇保育園設置に関する請願（北沢・大原地区）ー採択ー

建設委員会

◇区道の舗装および側溝の改修整備に関する請願（北沢三ー一二）ー採択ー
◇側溝へ蓋がけについての請願（代田五丁目環状七号線から淡島通りに通ずる道路）ー意見付採択ー
（意見）願意に沿うよう努力されたい。
◇上北沢用水改修に関する請願ー意見付採択ー
（意見）現計画の実施にあたっては、流末処理、氾濫対策についても現時点にとどまらず将来にわたっても十分願意にそうよう努力されたい。
◇下水溝設置に関する請願（上北沢一ー二五）ー採択ー
◇通学路舗装化に関する請願（千歳小学校入口附近）ー採択ー
◇失対賃金・夏季手当等に関する請願ー一部意見付採択・一部継続審議ー
（意見）夏季手当支給については、現在出されている線に、更にできるだけの努力をされたい。
◇児童遊園の設置に関する請願（用賀一丁目）ー意見付採択ー
（意見）願意にそうよう努力されたい。
◇奥沢小学校通学路排水溝の蓋設置に関する請願ー意見付採択ー
（意見）願意にそうよう努力されたい。
◇道路舗装、街灯設置についての請願（桜上水三ー二四）ー意見付採択ー
（意見）願意にそうよう努力されたい。
◇失対夏期手当等に関する陳情ー一部意見付採択ー
（意見）一項（夏季手当）ー現在出されている線に更にできるだけの努力をされたい。

文教委員会

◇校舎改築工事の継続工事についての陳情（三軒茶屋小）ー採択ー

交通対策委員会

◇児童の安全を守るためのガードレール設置に関する請願（弦巻三ー二一）ー採択ー

あらたに付託したもの　二六件
9月20日付託分

総務財政委員会

◇世田谷区出張所設置条例に関する請願（三軒茶屋一・二丁目）
◇人事院勧告の実施時期を完全に実施していただくための請願

区民委員会

◇花いっぱい運動の助成に関する請願
◇世田谷区中小企業経営近代化促進事業資金融資制度の融資範囲及び融資枠拡大に関する請願

厚生委員会

◇世田谷区内に精神障害者の社会復帰のための施設設置等の請願

建設委員会

◇区道の完成と並行してその流末処理に係る元上北沢用水路の整備とを並立することに関する請願（上北沢地区）
◇道路改修に関する請願（桜丘三丁目と経堂五丁目との境）
◇世田谷細街路七五三号に関する陳情（祖師谷商店街）
◇世田谷区道細網七号線に関する陳情（砧町）
◇工場公害除去に関する陳情（玉川等々力一丁目）
◇高層建築物建設についての付近住民の要望に関する請願（玉川奥沢町二丁目）
◇失対労務者の待遇改善に関する請願

文教委員会

◇水泳教育に関する請願

交通対策委員会

◇道路交通問題に関する陳情（三軒茶屋交差点付近）
◇通学路の一部ガードレール設置に関する請願（多摩堤通り天神森橋交差点付近）
◇三軒茶屋本通り交差点付近道路問題に関する陳情
◇交通制限・規制に関する請願（羽根木一丁目）
◇ガードレール延長及び交通規制等に関する請願（代田四丁目付近）

9月30日付託分

総務財政委員会

◇幼児教育手当に関する陳情

区民委員会

◇公害対策に関する請願

建設委員会

◇日照権に関する請願（玉川奥沢町一丁目）
◇側溝を有蓋にすることに関する請願
◇違法建築物撤去に関する陳情（野沢町二丁目）
◇違反建築と思われるアパート建築物に関する陳情（上馬二丁目）

文教委員会

◇世田谷区立中学校の非常勤講師への「越年一時金支給」に関する請願
◇区立サッカーグランド設置に関する請願

意見書・要望書

新玉川線・高速三号線工事に配慮を
――自治権拡充もあわせて

かねて懸案の新玉川線建設・高速道路三号線の建設工事は、新玉川線の地下鉄化と現玉川線を撤去することによって始められることに決定しました。

そこで、この工事が付近住民や利用者に被害をもたらさぬよう対策を講じたり、また公害・交通安全のための必要な施設の整備、代行バスの充実などを建設省・運輸省・東京都・首都高速道路公団・東急電鉄に、それぞれ10月1日に要望しました。

また、特別区を行政区にという自治省・地方制度調査会の東京市構想に対し、世田谷区としては現在制約されている特別区の自治権をいっそう充実することこそたいせつと考えています。目黒区と共同して、7月29日に目黒・世田谷区内在住の国会議員に対し、10月1日、二三区と共同して自治省に対し要望しました。

10月1日には、このほか母子家庭に対する相談員の常勤化をも東京都に対して要望しました。

おことわり

今回は、投書がないため「ひろば」は休載します。